

みやき町新しい教育環境づくりに係る  
基本方針 【第一次】

みやき町教育委員会

令和7年12月23日

## 1 背景及び目的

みやき町教育委員会（以下「教育委員会」といいます。）では、すべての子どもたちが自らの能力を発揮し、未来を切り開いていくことができるように、教育の充実を図り、地域全体で次世代を担う子どもたちの健全育成を進めています。

そのような未来を担う子どもたちが日常の多くの時間を過ごす学校施設については、安心・安全で快適な教育環境が求められます。

そのため、本町では施設の改修や空調・I C T機器の整備等に努め、教育施設の充実を図っています。

また、学校施設は、地域住民にとって行事等を通じ交流が行われる身近な公共施設でもあります。

しかし、本町の小・中学校においては、三根中学校を除くと築40年を超える校舎が殆どであり老朽化が進行しています。校舎の老朽化問題は、児童・生徒の安全確保の面からも喫緊の課題であります。

また、令和6年1月策定のみやき町第2次行政改革大綱において、重点施策「2. 公共施設の適正管理」の「②学校の在り方」について、「検討会により方針を決定する。」ことを目標としています。

そのような中、令和6年度において、各学校の校舎を調査し、現状を把握するとともに、特に経過年数が長い北茂安小学校・北校舎（築60年）及び中原小学校・南校舎（築52年）については、耐力度調査を実施したところです。

その結果については、中原小学校・南校舎（築52年）は所要の耐力度点数に達しましたが、北茂安小学校・北校舎（築60年）については、所要の耐力度点数には達しておらず、今後早急な対応が必要な状況です。

また、その他の小・中学校の在り方についても、適正規模や適正配置の観点から調査及び審議を重ね、町立学校に通うすべての児童及び生徒にとって、望ましい教育環境を実現することが重要であると考えます。

## 2 みやき町新しい教育環境づくりプロジェクトチーム及びみやき町新しい教育環境づくり検討委員会の設置

前記の背景を踏まえ、子どもたちの未来のために新しい教育環境づくりについて検討する場として、2つの協議体を設置しました。

### (1) みやき町新しい教育環境づくりプロジェクトチーム【内部協議体】

内部協議体としては、令和6年9月に教育委員会における設置要綱の承認を経て、関係部・課長で組織するみやき町新しい教育環境づくりプロジェクトチーム（以下「内部PT」といいます。）を設置し、①小・中学校の今後の方向性についての調査及び検討、②基礎資料の作成を行うこととしました。

### (2) みやき町新しい教育環境づくり検討委員会【外部協議体】

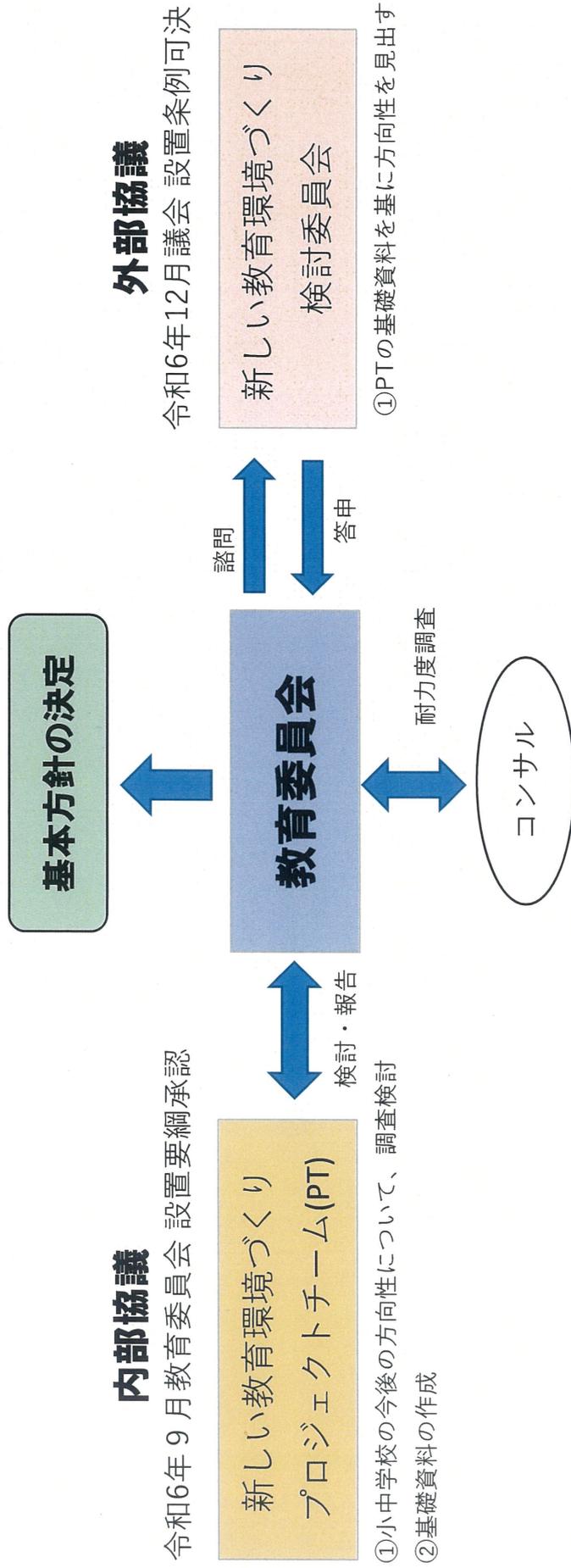
外部協議体としては、令和6年12月議会における設置条例の可決を経て、みやき町新しい教育環境づくり検討委員会（以下「検討委員会」といいます。）を設置しました。

検討委員会は、教育委員会が任命又は委嘱する議会議員の代表者、学識経験者、小・中学校の代表者、保護者の代表者、学校運営協議会委員の代表者、区長の代表者、主任児童委員の代表者及び副町長の16名で組織され、教育委員会からの諮問に応じ、内部PTから提示された基礎資料はじめ、学校の適正規模及び適正配置の検討に必要な資料に基づき、新しい教育環境づくりに係る基本の方針に関する事項等について、調査及び審議を行うこととしました。

# 新しい教育環境づくりの検討について

## 【目的】

町立小・中学校の適正規模及び適正配置など、子どもたちの未来のために新しい教育環境づくりについて検討



## 【スケジュール】

R6 耐力度調査、PTによる調査検討、長寿命化計画の中間見直し

R7～ PTによる調査検討の基礎資料を基に、検討委員会にて今後の方向性について検討、教育委員会にて基本方針の決定

○みやき町新しい教育環境づくりプロジェクトチーム設置要綱

令和6年9月24日教委告示第14号

みやき町新しい教育環境づくりプロジェクトチーム設置要綱

(設置)

**第1条** 新しい教育環境づくりについて調査を行い、今後の方向性を検討することを目的に、みやき町新しい教育環境づくりプロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を設置する。

(所掌事務)

**第2条** プロジェクトチームは、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 小中学校の現状分析を行い、今後の新しい教育環境づくりに関し、調査及び検討すること。
- (2) その他教育委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織等)

**第3条** プロジェクトチームは、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、教育委員会事務局長をもって充てる。
- 3 委員は、総務部長、民生部長、事業部長、総務課長、財政課長、子育て福祉課長、まちづくり課長及び学校教育課長をもって充てる。
- 4 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

**第4条** プロジェクトチームの会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 プロジェクトチームは、会議の運営上必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

**第5条** プロジェクトチームに専門的な事項を調査及び検討をするため必要があるときは、専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会の委員は、委員長が指名した者をもって充てる。
- 3 専門部会において調査及び検討した事項は、遅滞なくプロジェクトチームに報告しなければな

らない。

(報告)

**第6条** 委員長は、第2条に掲げる所掌事務の進捗状況について、必要に応じて教育委員会に報告しなければならない。

(庶務)

**第7条** プロジェクトチームの庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(その他)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

## 【内部組織】新しい教育環境づくりプロジェクトチーム（PT）

### 目的

新しい教育環境づくりについて調査を行い、今後の方向性を検討することを目的に、みやき町新しい教育環境づくりプロジェクトチーム(PT)を設置する

### 組織

#### プロジェクトチーム 《内部組織》

- ・ 関係部・課長職員で組織する
- ・ 教育委員会事務局長を委員長とする
- ・ 庶務は学校教育課において処理する

#### 専門部会

- ・ 専門的な事項を調査及び検討をするため、必要があるときは専門部会を設置する

委員長	教育委員会事務局長
委員	総務部長
委員	民生部長
委員	事業部長
委員	総務課長
委員	財政課長
委員	子育て福祉課長
委員	まちづくり課長
委員	学校教育課長

みやき町新しい教育環境づくり検討委員会設置条例

(設置)

**第1条** みやき町立小学校及び中学校（以下「学校」という。）の適正規模及び適正配置等について、子どもたちの未来のために望ましい教育環境を実現するための方向性を見いだすことを目的として、みやき町新しい教育環境づくり検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

**第2条** 委員会は、みやき町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について調査及び審議を行い、教育委員会に答申する。

- (1) 新しい教育環境づくりに係る基本の方針に関する事項
- (2) 前号に定めるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(組織)

**第3条** 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員会の委員は次に掲げる者のうちから教育委員会が任命し、又は委嘱する。

- (1) 議会議員を代表する者
- (2) 副町長
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 学校の関係者
- (5) 保護者を代表する者
- (6) 地域関係者
- (7) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

**第4条** 委員の任期は、任命し、又は委嘱した日から2年とする。

2 委員が欠けた場合は、教育委員会は、補欠の委員を任命し、又は委嘱することができる。この場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、教育委員会は、特別の事由が生じた場合は、委員を解任し、又はその委嘱を解くことができる。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

**第5条** 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長は当該会議の議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、教育長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議において議決すべき案件があるときは、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、関係人その他の委員以外の者に対し、会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(報酬)

**第7条** 委員の報酬については、みやき町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年みやき町条例第29号）の定めるところによる。

(庶務)

**第8条** 委員会の庶務は、学校教育課において処理する。

(委任)

**第9条** この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 【外部組織】新しい教育環境づくり検討委員会

### 目的

町立小学校及び中学校の適正規模及び適正配置について、子どもたちの未来のために望ましい教育環境を実現するための方向性を見出すことを目的として、新しい教育環境づくり検討委員会を設置する

### 所掌事務

教育委員会の諮問に応じ、目的を達成するため、調査審議を行い、教育委員会に答申する

- ・新しい教育環境づくりに係る基本的方針に関する事項 など

### 組織等

検討委員会《外部組織》

- ・ 20人以内で組織
- ・ 委員は教育委員会が任命又は委嘱する
- ・ 委員の任期は、任命又は委嘱した日から2年とする
- ・ 庶務は学校教育課において処理する

委員	議会議員の代表者	3名
委員	副町長	1名
委員	学識経験者	2名
委員	小・中学校長の代表者	2名
委員	保護者の代表者	2名
委員	学校運営協議会委員の代表者	2名
委員	区長の代表者	3名
委員	主任児童委員の代表者	1名
委員	その他教育委員会が必要と認める者	4名
	計	20名

### 3 検討委員会への諮問

内部PTにおける検討及び基礎資料の作成を経て、本町の状況等を踏まえ、町立小・中学校の適正規模及び適正配置など、子どもたちの未来のために望ましい教育環境を実現するための方向性や具体的な方策について、令和7年6月18日付けで教育委員会から検討委員会委員長に対し諮問を行いました。

#### 【諮問事項】

- みやき町立小学校及び中学校の新しい教育環境づくりに係る基本的な方針について
- 前号に掲げる適正化のための具体的な方策について

#### 4 検討委員会からの答申

検討委員会において、令和7年6月18日、9月24日、12月17日の3回にわたり調査及び審議を行っていただき、令和7年12月17日付けで教育長に対し答申書を提出されました。

##### 【答申内容】

諮問事項に関し、当委員会において児童・生徒数の推移及び校舎の老朽化の現状等を考慮した上で、子ども達の望ましい教育環境の実現に向け、慎重に調査及び審議を行った結果、以下の2項目について取りまとめた。

##### (1) 中原小学校及び北茂安小学校について

両小学校については、現在「適正規模」「適正配置」であり、今後も児童数はほぼ横ばいを見込まれることから、統合・再編は行わず現行どおりが望ましい。

一方、両小学校の校舎の一部は、令和6年度に町教育委員会で実施した耐力度調査の結果より、老朽化が喫緊の課題となっており、児童が安全かつ安心して学校生活を送ることができる環境整備が急がれる。については、速やかに改築又は長寿命化対策を講じられたい。

##### (2) 三根東小学校、三根西小学校、中原中学校、北茂安中学校及び三根中学校について

これら各校については、

◎ 国立社会保障・人口問題研究所及びみやき町独自の推計に基づき、将来見込まれる児童・生徒数を検証した結果、今後も当面、みやき町内では複式学級が発生する可能性は極めて低いと想定されること

◎ 新しい教育環境づくりに関し、教育面及び学校運営面等におけるメリット・デメリットについて、更に検討を行うべきと考えられること

以上の点を鑑み、当委員会において継続して調査及び審議を行うこととする。

##### 【付帯意見】

今後、みやき町において児童・生徒を取り巻く教育環境に著しい変化が生じた場合又は生じることが見込まれる場合には、速やかに町教育委員会において適切な対応を検討されたい。

## 5 各学校の現状等

調査及び審議資料（次頁以降、検討委員会資料より以下を抜粋添付）

- 学校施設一覧（経過年数等）
- 耐力度調査結果
- 学校規模の現状
- 将来児童・生徒数推計
- 学校配置の現状

# ① 学校施設一覽及び耐力度調査結果

## 1. 学校施設一覽

施設名称	建築物	延床面積 (m <sup>2</sup> )	構造	建築年度	経過年数	耐力度 (調査対象のみ)
給食センター	学校給食共同調理場	776	鉄骨造	2004	21	
	普通教室・特別教室	3,322	鉄筋コンクリート造	1980	45	
三根西小学校	室内運動場	758	鉄筋コンクリート造	1987	38	
	プール	1,165	運動場用等プール	1966	59	
三根東小学校	管理棟	927	鉄筋コンクリート造	1990	35	
	普通教室・特別教室棟	2,496	鉄筋コンクリート造	1973	52	
	屋内運動場	702	鉄筋コンクリート造	1972	53	
	プール	1,106	運動場用等プール	1962	63	
	屋内運動場	1,192	鉄筋コンクリート造	1972	53	
中原小学校	特別・普通教室棟	3,985	鉄筋コンクリート造	1970	55	
	北教室棟	1,990	鉄筋コンクリート造	1977	48	
	給食室	270	鉄骨造	1977	48	
	プール	1,204	運動場用等プール	1978	47	
北茂安小学校	講堂及び地域・学校連携施設	1,924	鉄筋コンクリート造	1991	34	
	管理棟・普通教室棟	1,841	鉄筋コンクリート造	1963	62	4277
	普通教室棟	1,407	鉄筋コンクリート造	1984	41	
	特別教室棟	2,055	鉄筋コンクリート造	1982	43	
	普通教室棟	1,842	鉄筋コンクリート造	1983	42	
	プール	1,275	運動場用等プール	1989	36	
	屋内運動場	1,485	鉄筋コンクリート造	2006	19	
三根中学校	校舎	4,840	鉄筋コンクリート造	2008	17	
	玄関	234	鉄筋コンクリート造	1975	50	
中原中学校	屋内運動場	1,447	鉄筋コンクリート造	1981	44	
	普通教室棟	2,368	鉄筋コンクリート造	1975	50	
	特別教室棟	2,520	鉄筋コンクリート造	1975	50	
	技術室棟	368	鉄骨造	1979	46	
	プール	1,256	運動場用等プール	1978	47	
北茂安中学校	特別教室	250	鉄骨造	1970	55	
	屋内運動場	1,263	鉄筋コンクリート造	1975	50	
	特別教室棟	946	鉄筋コンクリート造	1980	45	
	普通教室・管理棟	2,132	鉄筋コンクリート造	1978	47	
	部室	300	鉄筋コンクリート造	1994	31	
普通教室棟	普通教室棟	2,077	鉄筋コンクリート造	1979	46	
	プール	1,040	運動場用等プール	1985	40	

耐力度調査とは、公立学校施設における建築物の構造耐力、経年による耐力・機能の低下等の項目を総合的に評価し、建築物の老朽化を総合的に評価するものです。調査の結果、所要の耐力度点数に達しないものについては、老朽化した公立学校施設を建て替える事業の対象となります。

鉄筋コンクリート造の学校建築物の耐力度測定方法は、公立学校施設においての建築物の構造耐力、経年による耐力・機能の低下、立地条件による影響の3点の項目を総合的に調査し、建築物の老朽化を評価したうえで、改築が必要かどうかを判断するための一つの方法となります。

耐力度測定の方法は、構造耐力、健全度、立地条件の3つの大項目で構成され、それらの評価の積で耐力度を算出し、10,000 点満点で評価します。

- (A) 構造耐力
- (B) 健全度
- (C) 立地条件

$$(A) \times (B) \times (C) = \text{耐力度}$$

3つの大項目の点数を掛け合い、4,500点以下の場合は、建替事業(危険改築事業)の補助対象となります。

※旧耐震基準の建物について、築年数を黄色で表示しています。  
※耐力度調査は一部施設のみを対象に実施します。





## ②学校適正規模の定義及び学校配置現状

### 1. 学校適正規模についての定義

#### 公立小・中学校の規模:

- ・ 小学校については、規模は概ね12～18学級。
- ・ 中学校については、規模は概ね12～18学級。
- ・ 義務教育学校については、規模は概ね18～27学級。
- ・ 5学級以下の小学校若しくは中学校又は8学級以下の義務教育学校を適正規模校に統合する場合は、小学校・中学校は24学級まで、義務教育学校は36学級までとします。

#### 公立小・中学校の通学距離・時間:

- ・ 通学時間は「おおむね1時間以内」を目安。
- ・ 地域の実情や児童生徒の実態に応じて1時間以上や1時間以内に設定。
- ・ 小学校については、通学距離は概ね4km以内。
- ・ 中学校については、通学距離は概ね6km以内。
- ・ 義務教育学校については、通学距離は概ね6km以内。

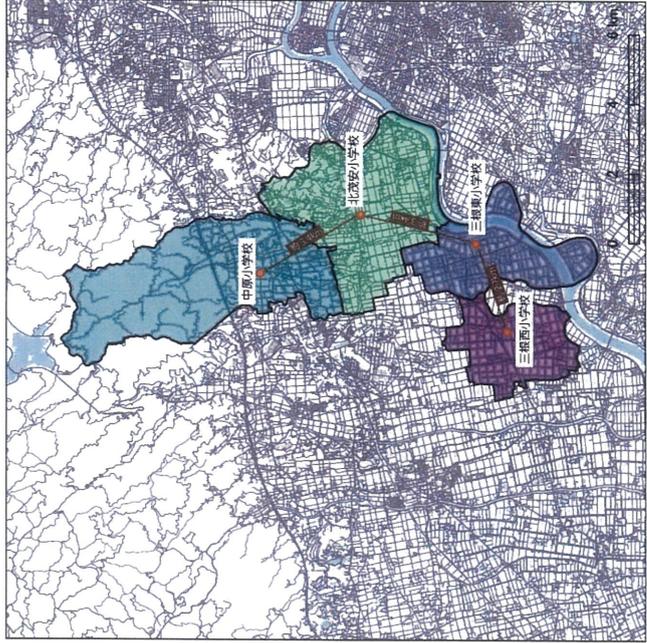
義務教育学校とは、小学校の6年間と中学校の3年間で一貫した教育を行う学校のことです。この期間、子どもたちの心身の発達に応じて基礎的な段階から伸ばしていくことを目的に、2016年に学校の種類の一つとして制度化されました。

※学校教育法施行規則、義務教育諸学校施設費国庫負担法、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律および公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引を基に作成

### 2. 学校規模・配置現状・概要

- ・ 町内の小学校4校、中学校3校の中には小規模校が多く、適正規模校が多く、適正規模校は中原小と北茂安小のみです。中学校3校はすべて6学級になっており、小規模校に該当します。
- ・ 町全体の学校配置については、町の北側にある中原中と北茂安中の区間は直線距離で約2km以内に配置されていて、小学校は概ね均等的な距離で配置されています。中学校では、南側にある三根中が北茂安中から5km以上離れており、分布に偏りがあります。

#### 学校配置現状

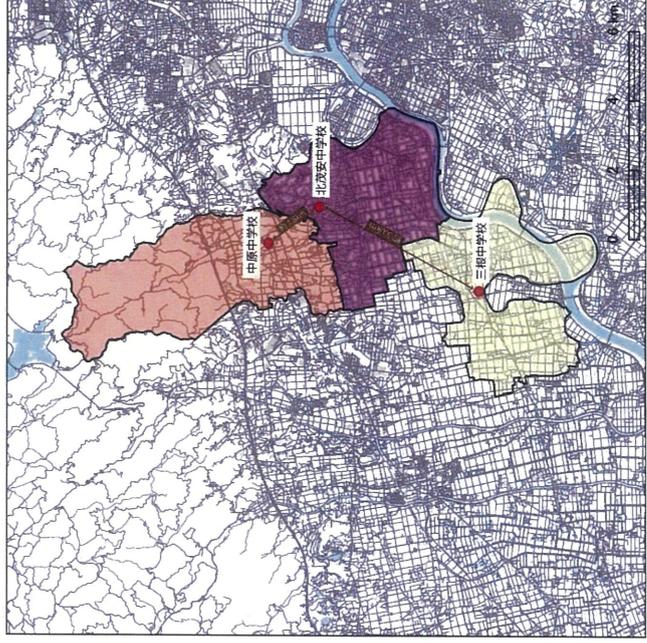


小学校校区図

#### 学校規模現状

学校	児童生徒数 (R4)	児童生徒数 (R5)	普通学級数 (R4)	普通学級数 (R5)	規模分類 (R5準拠)
中原中学校	191	180	6	6	小規模校
中原小学校	438	449	13	13	適正規模校
北茂安中学校	257	252	7	6	小規模校
北茂安小学校	575	604	17	17	適正規模校
三根中学校	150	177	5	6	小規模校
三根東小学校	158	149	6	6	小規模校
三根西小学校	186	187	6	6	小規模校

資料: 学校施設台帳



中学校校区図

参考: 国土数値情報

## ②学校適正規模の定義及び学校配置現状

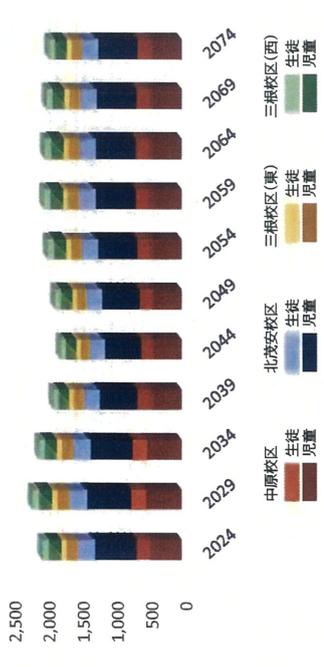
### 4. 将来児童生徒数推計

○ 社人研の市町村単位推計ソフト(令和6年6月版)を使用し、推計のベース人口となっている「R2年国勢調査」を校区毎の住民基本台帳人口(R6.8月末帳)に置き換え、みやき町過去5年間の児童・生徒比率と掛け合わせて推計を行いました。

○ 2074年まで現在の学校を維持する場合でも複式学級の発生する可能性が極めて低いと想定されます。また、三根中学校ではクラス替えのできない学年がこれから増える可能性が高まります。

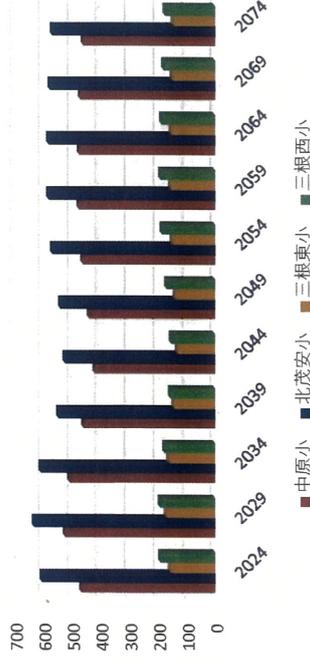
#### ① 校区別将来児童生徒数

校区別 将来児童・生徒数 校区	R6	R11	R16	R21	R26	R31	R36	R41	R46	R51	R56	増減率 (%)
	2024	2029	2034	2039	2044	2049	2054	2059	2064	2069	2074	
中原校区 児童 生徒	465	522	506	457	419	437	461	474	472	469	459	-9.9
	194	218	212	191	175	183	193	198	197	196	192	-1.3
北茂安校区 児童 生徒	604	631	607	546	523	538	568	581	581	576	568	-13.4
	255	266	256	230	221	227	239	245	245	243	240	-5.9
三根校区(東) 児童 生徒	157	171	162	145	132	140	151	156	154	151	147	-15.8
	75	82	78	70	64	67	72	75	74	72	71	-6.4
三根校区(西) 児童 生徒	190	191	176	156	154	170	185	190	186	180	175	-19.1
	91	92	84	75	74	81	89	91	89	86	84	-8.0
合計 児童 生徒	1,416	1,515	1,451	1,304	1,228	1,286	1,365	1,402	1,393	1,376	1,349	-13.3
	616	658	630	566	533	558	593	609	606	598	586	-13.4



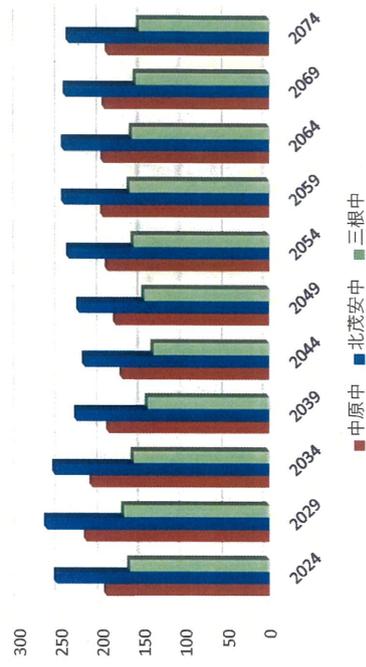
#### ② 小学校別将来児童数

小学校 将来児童数(人) 学校名	R6	R11	R16	R21	R26	R31	R36	R41	R46	R51	R56	増減率 (%)
	2024	2029	2034	2039	2044	2049	2054	2059	2064	2069	2074	
中原小	465	522	506	457	419	437	461	474	472	469	459	-9.9
	604	631	607	546	523	538	568	581	581	576	568	-13.4
三根東小	157	171	162	145	132	140	151	156	154	151	147	-15.8
	190	191	176	156	154	170	185	190	186	180	175	-8.0
合計	1,416	1,515	1,451	1,304	1,228	1,286	1,365	1,402	1,393	1,376	1,349	-13.3
												-13.4



#### ③ 中学校別将来生徒数

中学校 将来生徒数(人) 学校名	R6	R11	R16	R21	R26	R31	R36	R41	R46	R51	R56	増減率 (%)
	2024	2029	2034	2039	2044	2049	2054	2059	2064	2069	2074	
中原中	194	218	212	191	175	183	193	198	197	196	192	-9.9
	255	266	256	230	221	227	239	245	245	243	240	-13.4
三根中	166	174	162	144	137	148	161	166	163	158	154	-17.6
	616	658	630	566	533	558	593	609	606	598	586	-13.4

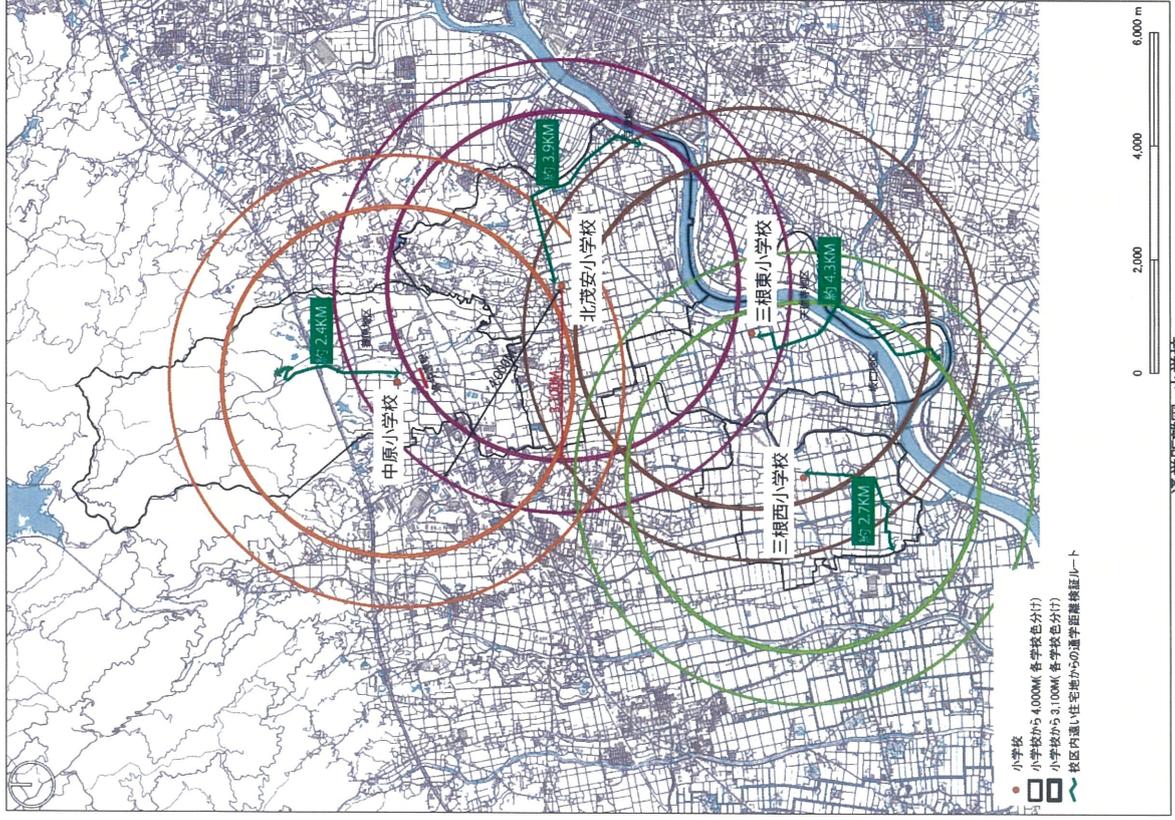


※上記推計は町独自推計を基に計算

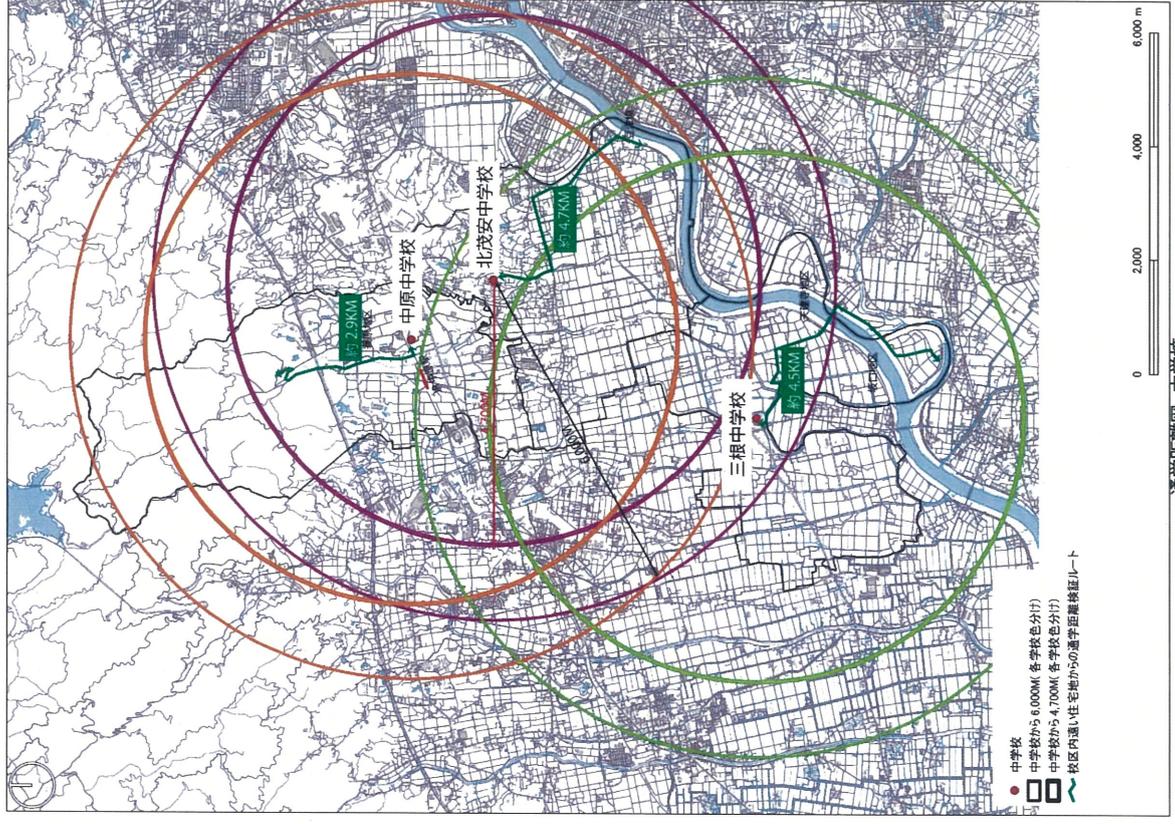
## ②学校適正規模の定義及び学校配置現状

### 5. 学校規模・配置現状・通学距離検討

- 各学校のサービス圏域について検証を行います。外側の円は直線距離「小学校4km・中学校6km」になりますが、内側の円は学校から実際歩く距離を直線半径で表すと「小学校3.1km・中学校4.7km」になります。
- 通学距離の現状については、小学校は概ね4km以内、中学校は概ね6km以内となり、各校区の中で、学校から最も遠い住宅地までの通学経路を仮定し、移動距離を測定すると、小学校では3km以内が多く、最も遠いのは三根東小学校区の坂口地区の4.3kmです。



通学距離図 小学校



通学距離図 中学校

## 6 基本方針

検討委員会の答申を踏まえ、教育委員会における審議の結果、以下のとおり「第一次基本方針」を定めます。

### 1 中原小学校及び北茂安小学校について

- (1) 両校については、現在、適正な規模及び配置が保たれており、今後も当面は児童数がほぼ横ばいで適正規模校を維持していく見込みであることから、統合・再編は行わず現行どおりとする。
- (2) 両校の既存施設の一部は、経年による劣化が進行している状況であり、児童が安全・安心かつ快適な学校生活を送ることができる環境整備が急がれることから、令和6年度に実施した耐力度調査の結果を踏まえ、
  - 中原小学校については、南校舎の長寿命化のための大規模改修
  - 北茂安小学校については、北校舎の改築以上のとおり実施すべく、速やかに計画を立案する。
- (3) 両校のその他の校舎等については、特別支援学級に在籍する児童数の増加傾向を踏まえながら、学校機能の継続・充実を図るとともに、適宜、長寿命化対策を講じることとする。

### 2 三根東小学校、三根西小学校、中原中学校、北茂安中学校及び三根中学校について

これら各校については、保全対応を講じながら、みやき町新しい教育環境づくり検討委員会における調査及び審議を継続していただくこととする。